居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の取扱いについて

判定期間における紹介率最高法人の割合が８０％を超える事業所（以下、「超過事業所」という。）が示す正当な理由の適否を判定する「正当な理由の範囲基準」については、下記Ⅰのとおりとしましたのでお知らせします。

また、特定事業所集中減算の取扱いについては下記Ⅱのとおりであり、下記Ⅲに提示してある様式により、全ての指定居宅介護支援事業所において管理していただくこととなっていますのでよろしくお願いします。

なお、居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算については、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第２０号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成１２年厚生省告示第２５号）により設けられており、その運用に係る留意事項については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成１２年老企第３６号）により示されています。

また、特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについては、「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（平成２８年５月３０日事務連絡）により示されています。

（参考）

【前期】　○判定期間　　　３月１日から同年８月末日まで

　　　　○減算適用期間　１０月１日から翌年３月３１日まで

【後期】　○判定期間　　　９月１日から翌年２月末日まで

　　　　　○減算適用期間　４月１日から同年９月３０日まで

記

Ⅰ 正当な理由の範囲基準について

超過しているサービスに係る理由が次の要件に該当する場合は当該サービスの超過について正当な理由があるものとする。

（１）サービス事業所が少数である場合

①　居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合。ただし、介護保険上のみなし指定を受けている事業所については、判定期間中における介護給付費の請求実績が確認できる、前半３月の間に請求実績がない事業所は含めない。

②　特別地域居宅介護支援加算（離島等サービス提供が困難な地域）を受けている事業者である場合。

③　その他、地域の実情に特段の理由があり、利用できるサービス事業所が限られると個別に認められる場合。

（２）事業所の規模が小規模である場合

判定期間の１月あたりの平均の居宅サービス計画の総件数が２０件以下である場合。

（３）サービスの利用が少数である場合

対象サービスを位置付けた１月あたりの平均の居宅サービス計画件数がサービス種類ごとにみた場合に１０件以下である場合。

（４）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

（理由書の提出が想定される例）

（例１）特定事業所加算やサービス提供体制強化加算を算定している事業所である場合

（例２）主治医と利用者との間で既に事業者が選択されており、その選択がサービスの質が高いことによるものである場合

Ⅱ 特定事業所集中減算の取扱い

（１）全ての指定居宅介護支援事業所は、「チェックシート」（様式１）により、判定期間ごとに紹介率最高法人の割合を管理するものとし、当該書類は５年間保存するものとする。

ただし、同じ内容が記載されている場合は、同様式にかかわらず、任意の様式を使用することができる。

（２）全ての指定居宅介護支援事業所は、「チェックシート」（様式１）の作成にあたり、「計算シート」（様式２：「参考様式」）を使用する等により、その算定方法に間違いがないよう努めるものとする。なお、算定の根拠となった資料については、５年間保存するものとする。

（３）超過事業所は、前期判定期間については９月１５日までに、後期判定期間については３月１５日までに「チェックシート」（様式１）を八幡浜市に提出し、正当な理由があるとする事業所については、その理由を当該様式に記載するものとする。なお、別紙として理由書を添付することもできる。

（４）超過事業所が提出する「チェックシート」（様式１）のうち、正当な理由として記載した内容を証する書類等については、八幡浜市の求めに応じ提示できるよう常に整備しておくとともに、同様式の提出にあたりその一部の写しを添付するものとする。

（５）みなし指定事業所における介護給付費の請求実績の有無については、通常の事業の実施地域が含まれる市町に確認すること。

Ⅲ 特定事業所集中減算様式集

特定事業所集中減算様式集

 「チェックシート（様式１）」

※全事業所作成保管

※超過事業所は半期ごとに提出すること

 「チェックシート（記入例）」

 「計算シート（様式２）」

 「計算シート（算出例）」

 「（参考様式）理由書」

注意事項

○　特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、契約居宅介護支援事業所を交互に変更するなど、運営規準に違反することのないようにしてください。

このような不当な事実が確認された場合は、行政処分等の対象となりますので、適切な運営をお願いします。